

平成23年6月17日

第2292号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(279・都市計画課)……………1
- 都市計画事業の認可(280・秋田地域振興局建設部)……………1
- 道路区域の変更及び供用開始(281・秋田地域振興局建設部)……………2
- 建設業の許可の取り消し(282・平鹿地域振興局総務企画部)……………2

公 告

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(財産活用課)……………2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター) 3件……………3
- 土地改良区の土地改良事業の変更の認可申請を適当とする旨の決定(秋田地域振興局農林部)……………8

公安委員会告示

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(57・生活環境課)……………8

告 示

秋田県告示第279号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年6月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画の案の名称
秋田都市計画道路(3・4・66号千秋久保田町線)の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 秋田市千秋久保田町の一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所
(1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課
(2) 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地域振興局建設部用地課
(3) 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間
平成23年6月17日(金)から同年7月1日(金)まで

秋田県告示第280号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年6月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称 秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画道路事業3・5・36号外旭川新川線及び3・4・11号新屋土崎線
- 3 事業施行期間
平成23年6月17日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
秋田市寺内字三千刈及び字イサノ、並びに外旭川字野村地内

- (2) 使用の部分
なし

秋田県告示第281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成23年6月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (キロメートル) |
|-------|-----|--------|--------------------------|-----------------|----------------|
| 県 道 | 旧 | 秋田停車場線 | 秋田市中通二丁目169番地先から200番地先まで | 19.00~21.00 | 0.031 |
| | 新 | 秋田停車場線 | 〃 | 19.00~25.00 | 0.031 |

2 供用開始の期日 平成23年6月17日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成23年6月17日から同月30日まで

秋田県告示第282号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 処分をした年月日

平成23年5月31日

- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社高橋建装工業
横手市黒川字館西47番地1
取締役 高 橋 秀 雄
秋田県知事許可(般-18)第11325号

(3) 処分の内容

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成23年5月31日付で建築工事業及び大工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

平成23年6月8日

- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社石橋
横手市赤川字野際65番地1
代表取締役 石 橋 一 郎
秋田県知事許可(般-18)第4374号

(3) 処分の内容

土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成23年6月8日付で土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条

の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

| 番号 | 所 在 地 | 地目等 | 面 積 (㎡) | 予定価格 (円) |
|----|------------------|-----|---------|-----------|
| 1 | 能代市字西大瀬13番20 | 宅地 | 539.52 | 7,000,000 |
| | | 居宅 | 50.41 | 0 |
| | | 居宅 | 50.41 | 0 |
| | | 居宅 | 50.41 | 0 |
| 2 | 能代市二ツ井町仁鮎字中台59番7 | 宅地 | 340.68 | 1,580,000 |
| | | 居宅 | 106.27 | 800,000 |

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

| 番号 | 場 所 | 期 間 |
|-----|--|---|
| 1～2 | 山本地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話0185-52-6203） 〒016-0815 能代市御指南町1番10号 | 平成23年6月17日（金）から同年7月13日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで |

3 入札執行の場所及び日時

| 番号 | 場 所 | 日 時 |
|----|----------------|--------------------|
| 1 | 山本地域振興局庁舎第1会議室 | 平成23年7月14日（木）午前10時 |
| 2 | 山本地域振興局庁舎第1会議室 | 平成23年7月14日（木）午前11時 |

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合
法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6

第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
真空パック災害救助用毛布 17,740枚
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限
平成23年11月7日(月)
- (4) 納入場所
秋田県北地区防災備蓄倉庫 8,870枚
秋田県南地区防災備蓄倉庫 8,870枚

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - エ 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成23年7月8日(金)までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター(電話番号018-860-2743)
- (2) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年6月17日(金)から同年7月26日(火)までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成23年6月17日(金)から同年7月26日(水)までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成23年8月1日(月)午前10時
秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

- (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。
- (7) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

- (1) Nature and quantity of item to be purchased: Vacuum-packed emergency blankets
1,774 cases (10 blankets to a case)
- (2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 1 August, 2011
- (3) Contact point for the notice: General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
災害用飲料水 300,000本（500ml入）
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限
平成23年11月7日（月）
- (4) 納入場所
秋田県北地区防災備蓄倉庫 120,000本
秋田県中央地区防災備蓄倉庫 30,000本
秋田県消防学校 30,000本
秋田県南地区防災備蓄倉庫 120,000本

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。）により平成23年7月8日（金）までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2743）

(2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年6月17日（金）から同年7月26日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成23年6月17日（金）から同年7月26日（水）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成23年8月1日（月）午前10時

秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased: Emergency drinking water 300,000 bottles of water

(2) Time-limit of tender : 10:00 A.M. 1 August, 2011

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

災害用副食 1,750箱（1箱50パック入）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成23年11月7日(月)

(4) 納入場所

秋田県県北地区防災備蓄倉庫 700箱

秋田県中央地区防災備蓄倉庫 175箱

秋田県消防学校 175箱

秋田県県南地区防災備蓄倉庫 700箱

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成23年7月8日(金)までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県出納局総務事務センター(電話番号018-860-2743)

(2) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年6月17日(金)から同年7月26日(火)までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成23年6月17日(金)から同年7月26日(水)までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成23年8月1日(月)午前10時

秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

- (1) Nature and quantity of item to be purchased: Emergency food supplies 1,750 cases (50 packets to a case)
- (2) Time-limit of tender : 10:00 A.M. 1 August, 2011
- (3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成23年6月17日から同年7月14日まで
- 3 縦覧場所 五城目町役場

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第57号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成23年6月17日

秋田県公安委員会委員長 芳賀 京子

- 1 実施年月日
平成23年7月21日（木）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員
20人
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 受講申込書 2通
 - (2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
 - (1) 申込用紙の交付
各受付場所において交付する。
 - (2) 受付期間
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成23年6月17日（金）から同年7月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員20人で締め切る。
 - (3) 受付場所
住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3167）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

正 誤

ページ

行

誤

正

平成23年6月10日（第2290号）掲載の秋田県告示第275号（開発行為に関する工事の完了）

（原稿誤り）

4

37

池田薬品株式会社

池田薬品商事株式会社

| | | |
|-------|----------------|--|
| 発 行 者 | 秋 田 県 | 秋田市山王四丁目1番1号 |
| 購読料金 | 一ヶ月3,675円(税込み) | |
| 印 刷 所 | 株式会社 松原印刷社 | 秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/ |
| 印 刷 者 | 松原 繁雄 | 秋田市山王七丁目5番29号 |